

小売業の労働災害を防止しましょう

従業員の幸せのための安全アクション

SAFE

safer
 action
 for
 employees

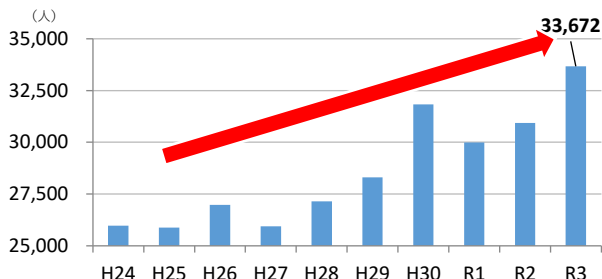


労働者の転倒災害を防止しましょう

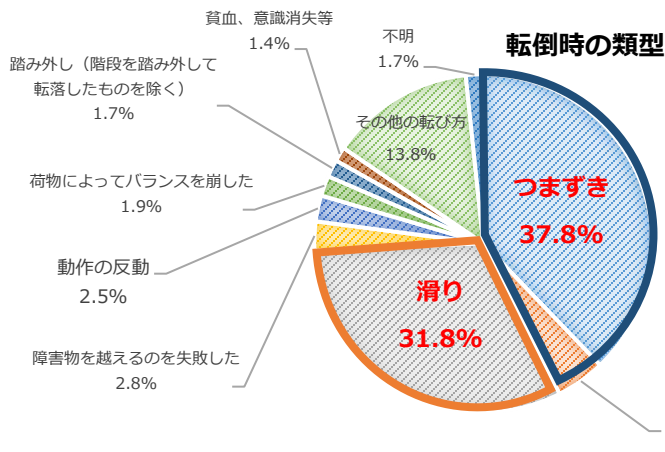
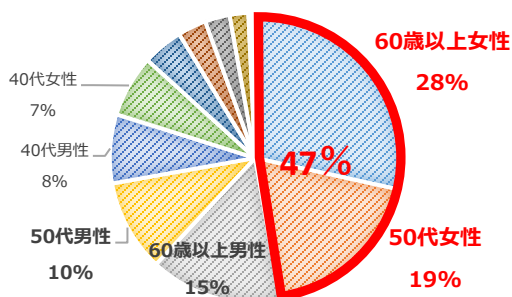
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）

転倒災害発生件数の推移



性別・年齢別内訳



転倒による怪我の態様

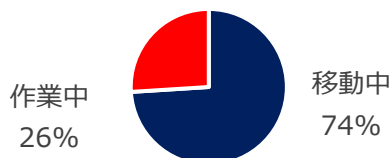
・骨折（約70%）

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

転倒したのは...



転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

<その他の転び方>

- ・他人とぶつかった・ぶつかられた
- ・台車の操作を失敗した
- ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- ・服が引っかかった
- ・坂道等でバランスを崩した
- ・立ち上がったときにバランスを崩した
- ・靴紐を踏んだ
- ・風でバランスを崩した

転倒リスク・骨折リスク

■ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください

■ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも

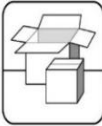
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」
（内閣府ウェブサイト）

■ 目の健康で転倒防止を

→「アイフレイルチェックリスト」による目のセルフチェック、40歳以上の従業員に対する眼科検診（眼底検査）の受診を推進しましょう（アイフレイル啓発公式サイト）



「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 ➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- ☐  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 ➤ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- ☐  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 ➤ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- ☐  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
 ➤ 適切な通路の設定
 ➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- ☐  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 ➤ 設備、什器等の角の「見える化」
- ☐  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 ➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



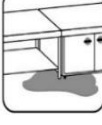
職場3分
エクササイズ



中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 ➤ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- ☐  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 ➤ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- ☐  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
 ➤ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 ➤ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 ➤ 隣接エリアまで濡れないよう処置
- ☐  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 ➤ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます



エイジフレンドリー補助金



中小規模事業場安全
サポート事業

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます





SAFEコンソーシアムアワード

▶ アワードの趣旨・目的

本アワードは、職場において実施されている労働災害防止や安全・健康の増進のための取組事例を募集し、表彰することで、優良な取組を進める職場の「見える化」を図り、企業・労働者による更なる取組を促進することを目的としています。



従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

Safer Action For Employees

▶ TOKYO小売業SAFE協議会 構成員の取組事例

令和4年度 ウェルビーイング（安全衛生）部門

ブロック賞受賞

株式会社イトーヨーカ堂

サミット株式会社

応募事例 ご紹介

株式会社いなげや

令和5年度 安全な職場づくり部門

ブロック賞受賞

株式会社カクヤス

（敬称略、順不同）

株式会社イトーヨーカ堂

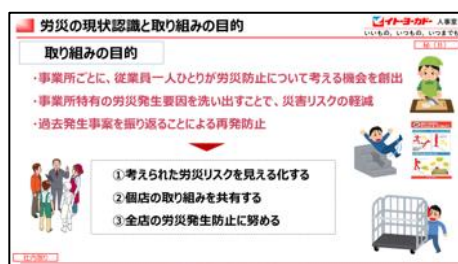
労災予防オリジナルポスターの募集 ～各店・各部の取り組みから全社の予防へ～

1. 取り組みの考え方

各事業所では、管理者や労務担当により、各々の環境を踏まえた労災予防教育を実施している。本企画では店舗、個人の取り組み（従業員教育、環境整備、意識付け等）を全事業所へ共有し、一人ひとりが自分ごととして考える全社的な労災予防につなげていくことを目的に実施。お客様に向けたPOP等の告知力が優れた従業員の取り組み等のパフォーマンスを労災予防促進にも活用ができ身近な労災予防策となりました。

2. 取り組み内容

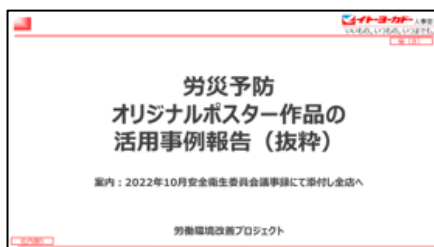
- ・ 6月16日～7月31日応募期間 全127店舗中、42店舗より65作品の応募
- ・ 応募全作品を、社内イントラに投稿し従業員が閲覧可能
- ・ 応募作品は、労働環境改善プロジェクトメンバーとゾーン責任者で選考を実施し、共有すべき作品を選考
- ・ 共有すべき選考作品は、毎月の安全衛生委員会で全事業所へ案内し、従業員への予防促進へ活用し、その実施状況を集約し応募者へフィードバックするとともに全店へ予防促進事例として共有
- ・ 身近な仲間が作成したポスターに親近感が沸き予防意識が高まる等との意見有
- ・ 22年度発生件数は微減状況を推移し一定効果を確認。次年度も継続実施の予定



応募作品より



応募者、全店へ共有



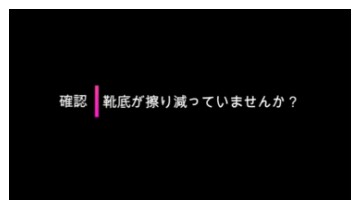
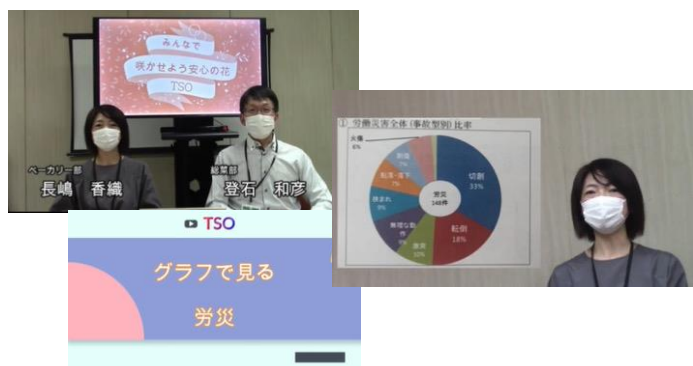
動画を活用して労災事故発生防止！

食品スーパーマーケットというパートタイム社員やアルバイト社員が多い業種のため、入社時の安全教育や継続的な啓蒙活動を、より分かり易く伝えるために動画を作成しました。

また、もう一つのポイントは、人事・労務を所管する部署が動画を作成したのではなく、現場を預かる営業の複数部署が連携して、社員に伝わる動画を作成した点です。

【その結果】

- ・労災事故の発生防止につながり、新規出店や社員の入れ替わりにより新規入社者が多い中でも、発生件数の千人率は過去最低となっている。
- ・また、伝える内容にブレがなくなり、全店での安全教育のスタンダードレベルのアップにも繋がった。



移動時の注意点 悪い例



「安全衛生チェックリスト」で労災予防！

労災発生予防のために毎月各事業所で行われている産業医巡視の結果から、重要な指摘事項をピックアップし具体的な事例の画像を入れた安全衛生チェックリストを作成し全事業所に配信。

各事業所の衛生管理者は安全衛生チェックリストを元に事業所の巡視を行うことにより、産業医視点でのチェック項目を自分の事業所におきかえて確認できるようになり、産業医からの指摘事項を全事業所で共有できるようになった。

11月店舗安全衛生チェックリスト	
所属	号店
11月 9日までに人事課へ提出	巡視者 日 月 日 時
- 衛生管理者は週1回職場を巡回し、危険箇所がないか安全衛生のチェックが義務付けられています。 - 産業医巡視において、よく見受けられる事例をリストアップしました。災害を未然に防ぐために各項目について自店の確認をお願いいたします。	
今月の重点チェックポイント	
・繁忙期を前に作業場/バックヤードの5Sを実施しましょう。 ☐ ・年末商戦を前に、作業場の清掃、バックヤードの整理整頓を実施しましょう。 ⇒衛生的な職場環境の向上は、安全に安心して働ける職場作りに欠かせません。 ⇒手洗いシンクのカビ、薬剤ボトルの黒カビ、作業台の汚れ、床の汚れ、休憩室アクリル板の汚れ、資材棚の定位置管理など、各店舗、各部門で清掃箇所を確認してください。	
各作業場のチェックポイント	
青果作業場	・鮮生庫の在庫の積み過ぎはありませんか？ ☐ ・包丁はまな板に置く際、刃を奥に向けていますか？ ☐ ・作業場内に重い箱の積み上げはありませんか？ ☐
鮮魚作業場	・包丁の清掃手順はアルバイトに周知されていますか？ ☐ ・重さのある刺身用トレーは落下の危険性がありますか？ ☐ ⇒吊戸棚から飛び出している場合、向きを変えて安定した状態で管理しましょう。
精肉作業場	・スライサーの清掃時、刃の回転は完全に止めていますか？ ☐ ・使われていない作業場でも整理整頓されていますか？ ☐ ⇒備品庫詰めわりでも乱れていると転倒の危険があります。
惣菜作業場	・未使用時のまな板、包丁は定位置に管理されていますか？ ☐ ・作業場内の延長コードに埃や黒カビがついていませんか？ ☐ ⇒延長コードの埃により電源がショートし停電してしまう可能性があります。 ・非常口前に物が置かれた状態になっていませんか？ ☐ ・無理に包材を積み上げていませんか？ ☐
寿司作業場	・包丁はまな板に置く際、刃を奥に向けていますか？ ☐ ・棚の引き戸に汚れは溜まっていますか？ ☐ ・非常口前に物が置かれた状態になっていませんか？ ☐ ⇒狭い作業場内は定位置管理を徹底して転倒予防に努めてください。
ベーカリー作業場	・非常口前に物が置かれた状態になっていませんか？ ☐ ・チーフデスク周辺にミニキャリ等散乱していませんか？ ☐ ⇒狭い作業場内は定位置管理を徹底して転倒予防に努めてください。
バックヤード	・通路幅は確保された状態になっていますか？ ☐ ・不安定な積み上げはありませんか？ ☐ ・鉄台車が通路幅に立て掛けてありませんか？ ☐ ・階段の滑り止めは剥がれかけていませんか？ ☐
店内売場	・アップ棚に商品は積みすぎではありませんか？ ☐ （お酒、お米、缶詰等） ・消火器は正しい場所に設置されていますか？ ☐
その他	・資材棚はしっかりと固定されていますか？ ☐ ⇒震災時に倒れると、避難経路の妨げになる場合があります。 ・各部門とも包材発注数量は適正ですか？ ☐ （包材在庫過多は積み過ぎや、収納時開立からの転落等のリスクを生みます）

【その結果】

- ・産業医の指摘事項だけでなく、季節毎の注意事項や、行政からの様々な労災予防策なども安全衛生チェックリストに盛り込むことにより、より幅広い労災予防の情報を全事業所で共有化できるようになった。
- ・各事業所の衛生管理者の労災予防知識を常にアップデートできるようになった。



e-ラーニングを活用し、安全衛生年間教育を実施！

新型コロナウイルスが流行しオフラインでの研修やOJTなどの実施が困難になったため、新たな教育ツールとしてパソコン・スマートフォン等からe-ラーニングを活用して安全衛生年間教育を実施、定期的に見直しを図ることで従業員の安全と健康の更なる確保に努めています。

- ① 季節性や労働災害の発生状況を考慮して、本社にて安全衛生年間計画を前年の第4四半期中に策定。
↓
- ② e-ラーニングに掲載する資料および当該内容の理解度を図る確認テストを作成し、原則実施月前月の25日にイントラを活用して配信。
↓
- ③ 全従業員は原則実施月中に実施することで実施記録を残す。
↓
- ④ 本社にて実施状況を確認し、遅れが生じていれば実施を促す。

実施月	安全衛生年間計画	
4月	労働災害前年分析・報告の重要性	悪化予防の推進
5月	カゴ車・パワーゲート安全防止の教育	熱中症および労働災害の防止
6月	ヒヤリ・ハット基盤	歯科疾患予防の推進
7月	トラックの荷下り操作時の労働防止の教育	腰痛予防の推進
8月	危険予知訓練（KYT）	落物・転倒および労働災害の防止
9月	リスクアセスメントの実施	長時間労働の改善推進 がん予防の推進、目の検査
10月	職場安全バトロールの実施	疲労防止の推進 歯科疾患予防の推進、感染予防
11月	春闘1年未満の従業員への労働教育	長時間労働による健康障害の防止
12月	—	—
1月	フォークリフト労働防止の教育	生活習慣病予防の推進
2月	スライドドア・ハッチバック労働防止の教育	女性の健康、男性育児について、育児休業の周知
3月	はい作機における労働防止の教育	メンタルヘルスケアの推進、花粉症対策の推進 ※アンケート内容は別途経営報告書含む

安全衛生年間計画

【その結果】

- ・実施後、一部従業員へのヒアリングの結果、「自分のペースで学習できる」「学習状況がすぐにわかる」「確認テストで習得した知識を整理できる」といった意見がありました。
- ・実施率は向上したものの100%に至ってはいないため、100%の実施を目指します。また掲載内容について継続的にモニタリングを実施し、従業員からの意見や要望の収集を行い改善に繋がります。

安全衛生方針の表明と安全衛生宣言をしましょう

安全衛生方針を対外的に公表することにより、「事業場内の安全衛生意識の高揚」、「安全衛生活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。

以下の例を参考に「経営トップによる安全衛生方針」を表明し、事業場で働く方々一人一人が安全衛生方針に沿った「安全衛生宣言」を行い、「全員参加」で労働災害防止に努めてください。

例



策定日 令和 年 月 日
揭示日 令和 年 月 日

安全衛生方針

トップから一人ひとりへ

私は、
「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る

② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる

③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する

④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎



例



宣言日 令和 年 月 日
揭示日 令和 年 月 日

私の安全衛生宣言

労働災害防止のため 私はこうします！

私は、スライサー清掃時に「主電源オフ」と「治具使用」を徹底します。

会社名 株式会社●●スーパー▲▲店
職氏名 青果物主任 安全太郎

安全衛生の基本方針

① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る

② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講ずる

③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する

④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎



上記の例及び記入様式は東京労働局ホームページからダウンロードできます。

「私の安全衛生宣言コンクールSafe Work TOKYO 2024」 安全部門優秀作品賞 受賞2作品



安全衛生宣言

私は災害防止のために次のことを宣言します

ささいなことでも
指さし確認！
その一瞬が防ぐ事故



第14次労働災害防止計画推進中



安全衛生宣言

私は災害防止のために次のことを宣言します

うまくやるより安全に
早くやるより確実に
作業手順守って安全作業



第14次労働災害防止計画推進中

私の安全衛生宣言

検索

ご安全に



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



TOKYO小売業SAFE協議会

東京労働局・労働基準監督署